

0

山形県公報

平成16年 6 月22日 (火) 第1552号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目 次

		告	示			
国土調査の成果の認証					(農村計画	課)…781
同					(同)782
同					(同) 同
同					(同) 同
同					(同)783
土地改良区の管理規程	の変更の認可			(庄内総合	支庁農村計画	課)…同
土地改良区の定款変更	の認可			(同) 同
同				•	同)784
県道の供用の開始				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
同				(同) 同
		教育委員	会関係			
		告	示			
山形県教育委員会6月	定例会の招集					同
	1	選挙管理委	貝云浏泳			
		告	示			
平成7年3月県選挙管		-				
指定した個人演説会等						
昭和53年12月県選挙管	埋安貝会古亦第55号	5(个仕有投	(景のできる病	が時の指定)の	一部改正	□
		公	告			
一般競争入札の公告					(答財	連) 同
同 …					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
					(۵)ا
		正	誤			
		<u> </u>				
	Ī	ᆿ	亦			

山形県告示第681号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成16年6月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称
 - 村山市
- 2 調査を行った期間

平成14年5月7日から平成16年2月12日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称 村山市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字本飯田、大字土生田の各一部

5 認証年月日

平成16年6月14日

山形県告示第682号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成16年6月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 調査を行った者の名称

東根市

2 調査を行った期間

平成14年5月7日から平成16年3月11日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

東根市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字東根の一部

5 認証年月日

平成16年6月14日

山形県告示第683号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成16年6月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 調査を行った者の名称

大江町

2 調査を行った期間

平成14年5月7日から平成16年3月25日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

大江町地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字橋上、大字十八才、大字月布、大字貫見の各一部

5 認証年月日

平成16年6月14日

山形県告示第684号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成16年6月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 調査を行った者の名称

金山町

2 調査を行った期間

平成14年5月7日から平成16年3月22日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

金山町地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字下野明、大字安沢の各一部

	平成16年 6 月22日(火曜日)	Щ	形	県	公	報		角	第1552号	
5	認証年月日									
	平成16年 6 月14日									
ılıI	 杉県告示第685号								_	
	D东口小弟000号 国土調査法(昭和26年法律第180号)第	19条第	第2項(の規定	により、	次のとも	らり国十	調査の成績	果を認証	:した。
-	平成16年 6 月22日	. 073(7)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, , ,	<i>"</i> (3) C 3	,,,,,,	. H/3 <u></u> / / / / / / / / / / / / / / / /		. 0 / 2 0
					山形	県知事	髙	橋	和	玄 隹
1	調査を行った者の名称									
	白鷹町									
2	調査を行った期間		_							
2	平成14年5月7日から平成16年3月5日 大切34分			177 7 10 10	*m • 4	14				
3	国土調査法第18条の規定により送付か 白鷹町地籍図及び地籍簿	いめつ	に地区	以ひ淳	専冊の名	小利				
4	ロ鳥町地籍凶及び地籍海 調査地域									
4	大字佐野原の一部									
5	認証年月日									
	平成16年 6 月14日									
									_	
	杉県告示第686号		- ~~ -					- *********		
	上地改良法 (昭和24年法律第195号) 第5 元 L. *-	7条()	2第3	りはいま	見正によ	こり、土地	改艮区(り官埋規模	Eの変更で	を次のとおり
祁	可した。 平成16年 6 月22日									
	十成10年 0 月22日				ılı#	県知事	髙	橋	和	雄
1	土地改良区の名称				ЩЛ	ンハンドチ	رحا	IIeJ	ηн	'ДĽ
	八沢川土地改良区									
2	事務所の所在地									
	鶴岡市大字大山字中道92番 2									
3	変更に係る管理規程の名称									
	菅野代頭首工管理規程									
4	変更に係る管理規程の概要									
	1) 頭首工の管理者を理事長とせず、管							-		
()	2) 頭首工管理責任者がこの規程に定め				-					
	をしたものについて報告を受け、その									
	標高181.8m以下に低下するおそれがあ			_		`與目土地	!!! にの!	ノる以外の	「沈にフ	ハ(報音を気
(け、頭首工管理責任者に指示を行う者 3) 取水量の正確を期するための量水橋				-	年2回と	1. <i>t</i> - = 2	L		
	ジー 城小里の正確を期するための重小線 認可年月日	示心黑	ツル里	[/ / /	万円数で	42回C	UILL	-0		
,	平成16年4月30日									
									_	
ЩŦ	 り県告示第687号									
=	上地改良法(昭和24年法律第195号)第	30条第	第2項(の規定	により	土地改良区	区の定款	の変更を	次のとお	り認可した。
	平成16年 6 月22日									
	–				山形	県知事	髙	橋	和	太隹
1	土地改良区の名称									
	月光川土地改良区									
2	事務所の所在地	ıL								
		171								

3 認可年月日

平成16年4月1日

山形県告示第688号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 平成16年6月22日

報

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 土地改良区の名称

日向川土地改良区

2 事務所の所在地

飽海郡八幡町市条字村ノ前68番地の1

3 認可年月日

平成16年5月24日

山形県告示第689号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年6月22日から同年7月5日まで縦覧に供する。

平成16年6月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 酒田鶴岡線

2 供用開始の区間 酒田市京田二丁目93番1から

同 錦町五丁目32番80まで 酒田市錦町三丁目5番31から 同 5番39まで

3 供用開始の期日 平成16年6月22日

山形県告示第690号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年6月22日から同年7月5日まで縦覧に供する。

平成16年6月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 宮野浦坂野辺新田線

2 供用開始の区間 酒田市錦町三丁目5番20から

同 5番25まで

3 供用開始の期日 平成16年6月22日

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第7号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成16年 6 月22日

山形県教育委員会

委員長 安孫子 博

1 招集の日時 平成16年6月24日(木) 午後1時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

3 議 題

(1) 山形県公文書公開実施要綱の廃止について

- (2) 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 平成17年度山形県立高等学校の入学者募集について
- (5) 山形県文化財保護条例第4条の規定に基づく有形文化財の指定について
- (6) 山形県文化財保護審議会委員の委嘱について
- (7) 山形県立博物館協議会委員の解任及び任命について

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第96号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のように改正する。

」を

平成16年6月22日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

- 「 " 山形市福祉文化センター大講堂
- " 山形市福祉文化センター大講堂
 - " 山形国際交流プラザ大会議室及び交流サロン に、
 - " 山形市蔵王体育館

「東根市市営住宅団地集会所」で「東根市営住宅並松団地集会所」に改める。

山形県選挙管理委員会告示第97号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。 平成16年6月22日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

1 病院の項の表中

	Г		
国立療養所山形病院	を 	独立行政法人国立病院機構山形病院	に、
	,		_
山形大学医学部附属病院	を	国立大学法人山形大学医学部附属病院	に、
	. r		J
国立療養所米沢病院	を	独立行政法人国立病院機構米沢病院	に改める。
	山形大学医学部附属病院	山形大学医学部附属病院を	山形大学医学部附属病院 「国立大学法人山形大学医学部附属病院」 「

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地及び県有建物の売買について、一般競争 入札を次のとおり行う。

平成16年 6 月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件

場 所	日	時	入札に付する物件
長井市高野町二丁目3番1号	平成16年7月	26日(月)	西置賜郡白鷹町大字鮎貝字神明一2468番8
置賜総合支庁西庁舎 301会議室	午前10時		土地及び建物
			宅 地 371.31平方メートル
			住宅建 73.70平方メートル
			雑屋建 14.90平方メートル
	平成16年7月	26日(月)	長井市清水町一丁目1881番 4
	午後 1 時30分		土地及び建物
			宅 地 331.81平方メートル
			住宅建 120.22平方メートル
	平成16年7月	29日(木)	長井市ままの上2073番6、同2054番3、同
	午前10時		2073番 8、同2054番 7
			土地及び建物
			宅 地 194.50平方メートル
			住宅建 64.89平方メートル
			雑屋建 4.95平方メートル
西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目	平成16年7月	30日(金)	西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目71番
70番	午後 1 時30分		1
小国町役場 庁議室			土地及び建物
			宅 地 324.76平方メートル
			住宅建 85.05平方メートル
			雑屋建 6.56平方メートル
山形市松波二丁目8番1号	平成16年8月	2日(月)	上山市金生一丁目6番5
山形県庁 601会議室	午前 9 時30分		宅 地 790.77平方メートル
	平成16年8月	2日(月)	天童市天童中二丁目9番3、同9番12
	午前11時		宅 地 551.27平方メートル
	平成16年8月	2日(月)	南陽市椚塚字李ノ木1601番 3
	午後 1 時30分		田(現況は宅地)
			804.71平方メートル
東田川郡三川町大字横山字袖東19番地	平成16年8月	4日(水)	鶴岡市長者町20番 2
1	午後 1 時30分		宅 地 335.65平方メートル
庄内総合支庁 入札室			

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
- 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

- 4 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上
- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

- 6 その他
- (1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場 所	日 時
西置賜郡白鷹町大字鮎貝字神明一2468番8	長井市高野町二丁目3番1号	平成16年7月8日(木)
土地及び建物	置賜総合支庁西庁舎 301会議室	午前10時
宅 地 371.31平方メートル		
住宅建 73.70平方メートル		
雑屋建 14.90平方メートル		
長井市清水町一丁目1881番 4		
土地及び建物		
宅 地 331.81平方メートル		
住宅建 120.22平方メートル		
長井市ままの上2073番6、同2054番3、同		
2073番 8 、同2054番 7		
土地及び建物		
宅 地 194.50平方メートル		
住宅建 64.89平方メートル		
雑屋建 4.95平方メートル		
西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目71番	現地	平成16年7月9日(金)
1		午後 1 時30分
土地及び建物		
宅 地 324.76平方メートル		
住宅建 85.05平方メートル		
雑屋建 6.56平方メートル		
上山市金生一丁目6番5	山形市松波二丁目8番1号	平成16年7月12日(月)
宅 地 790.77平方メートル	山形県庁 601会議室	午前10時
天童市天童中二丁目9番3、同9番12		
宅 地 551.27平方メートル		
南陽市椚塚字李ノ木1601番3	南陽市赤湯791番 1	平成16年7月13日(火)
田 (現況は宅地)	南陽市中央公民館 小会議室	午後 1 時30分
804.71平方メートル		
鶴岡市長者町20番 2	東田川郡三川町大字横山字袖東19番地	平成16年7月14日(水)
宅 地 335.65平方メートル	1	午後 1 時30分
	庄内総合支庁 入札室	

- (1) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2065)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立酒田東高等学校仮設校舎の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年6月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (1) 日 時 平成16年7月8日(木) 午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立酒田東高等学校仮設校舎の賃貸サービス 一式
- (1) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年7月9日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第124条第2号に規定する資格を有する者として同規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 8 O(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁総務課施設整備係 電話番号023(630)2861
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成16年6月30日(水)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
 - (4) 詳細については入札説明書による。

			正	誤	
発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行		
平成13. 6.15	第1247号	564	28		
ı	-		詩	₹	
			山形市桜町	7番17号	を
'	-		山形市青柳	1800	ا ا ادر

平成16年6月22日(火曜日) 山 形 県 公 報 第1552号 正 山形市桜町7番17号 を # 2番68号 山形市青柳1800 に、 # 桜町2番68号 平成16. 6.11 第1549号 744 21 7431-1 (次の図に示す部分に限 7431 - 1 る。) 同 同 32 (「次のとおり」は、省略し、 (「次の図」及び「次のとおり」は、 同 省略し、

平成16年 6 月22日印刷 平成16年 6 月22日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)